

別表 1

< 補助対象経費 >

項目	補助対象となる経費	注意事項
出展料、小間借上料	・商談会及び見本市、物産展等の出展に係る出展料、小間借上料	・出展料、小間借上料のほかに売上げに乗じて支払う手数料は対象外
小間装飾費	・看板等の飾り付けに要する費用 ・机、椅子等の借上料 ・小間で電気及び水道を使用するための設置費用	・用紙、ペンなどの事務用品は補助対象外
旅費	・商談会等開催地までの公共交通機関の利用に要する経費（電車賃、航空費、船賃） ・高速道路等の有料道路料金 ・宿泊料（1人1泊あたりの上限額は別表2のとおりとする。）	・グリーン車、ビジネスクラス等の追加料金部分は補助対象外 ・食事代、日当は補助対象外（ただし、宿泊料に朝食代が含まれる場合は対象とする。） ・商談会等の日程の都合上、必要性の高い宿泊料のみ対象
広報宣伝費	・主催者等に支払うチラシ、パンフレットの掲載料等の広報費 ・PR等のために人を雇って行う宣伝費用	・通常使用しているチラシ、パンフレット等の製作費は補助対象外
輸送費	・出展する商品や資材の運搬費用 ・運搬に係る保険料	